

香春町かわらっこパーク大型複合遊具等設置事業（設計・施工）  
プロポーザル実施要領

1 意義

香春町かわらっこパーク大型複合遊具等設置事業（以下、「本事業」という。）について、専門性、技術力、企画力等を必要とする事業であることから、価格以外の技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザルにより設計・施工候補者を特定することとし、その手続き等についてこの実施要領に定める。

2 事業概要

(1) 目的

本事業は廃校及び廃園となった旧香春小学校・旧香春保育園跡地に整備する“かわらっこパーク”（以下、「本パーク」という。）に大型複合遊具等設置するものである。

現状として、本町には大型遊具を備えた公園がなく、子どもたちの遊ぶ場所が少ないという課題がある。

本パークは、令和7年度に旧校舎1階に子育て支援施設や民間保育所を整備、さらに子育て世代が遊び・交流できる場となるように、令和8年度に遊具を備えたイベント広場等を整備し、さらなる魅力の向上を図る。

(2) 事業名

香春町かわらっこパーク大型複合遊具等設置事業（設計・施工）

(3) 事業場所

かわらっこパーク（福岡県田川郡香春町大字香春741番地8）

(4) 事業内容

本事業は、提案を受けた上で、遊具の実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。本パークに、すべての子どもが楽しめる大型複合遊具等を設置する。

ア 複合遊具等の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）

イ 大型複合遊具等の製作設置工事

ウ 安全施設の設置工事

エ 遊具設置に伴う基盤工事

オ 舗装材（ゴムチップ等）の新設工事

カ 使用上の注意看板等の設置工事

(5) 工期

契約の効力の発生の日から令和9年3月26日（金）

### 3 予算上限額

49,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 要求事項

本事業の実施にあたっては、別紙プロポーザル要求水準書に従うこと。

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 福岡県内に本店及び支店・営業所を有している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく福岡県及び香春町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
  - ①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
  - ③破産法（平成16年法律第75号）第18条及び第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告日から契約締結日までの間に、香春町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 造園工事又はとび土工・コンクリート工事において、建設業法第3条第1項に基づく特定建設業の許可を有していること。

※下請契約の総額が4,500万円未満である場合に限り、建設業法第3条第1項に基づく一般建設業の許可を受けていることで足りるものとする。
- (8) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。
- (9) （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。
- (10) （一社）日本公園施設業協会のSP及びSPL認定製品を設置できるものであること。
- (11) （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。

- (12) 国税及び県税の未納がない者であること。
- (13) 平成27年度以降に、1つの工事で3,000万円以上の遊具に係る工事又は製品を納入した実績を有する者であること。

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年6月12日（金）～6月19日（金）午後5時必着
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。  
※電子メールの件名は「香春町かわらっこパーク大型複合遊具等プロポーザル質問書」とすること。
- (4) 回答日 令和8年6月22日（月）予定
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、一括して香春町ホームページにて公開する。  
※個別回答は行わない。

## 7 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時必着
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送  
※持参による提出の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時までとする。  
※郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「香春町かわらっこパーク大型複合遊具等プロポーザル参加表明書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。
- (4) 提出書類
  - ア プロポーザル参加表明書（様式1）
  - イ 会社概要（任意様式）
  - ウ 登記簿謄本（写し可）※発行後、3ヶ月以内のものであること。
  - エ 建設業許可通知書又は建築業許可証明書の写し
  - オ 業務実績調書（様式4）
  - カ 配置予定技術者調書（様式5）
  - キ 納税証明書〔国税及び県税〕※発行後、3ヶ月以内のものであること。

## 8 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月10日（金）午後5時必着
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時までとする。

※郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「香春町かわらっこパーク大型複合遊具等プロポーザル提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式6）

※提案数は1社につき1案に限る。

イ 提案目的物の概要図（任意様式：完成予想イラストA3サイズ）

※完成予想イラストについては、実際の配置と同一とする。また、人物の添景を付加し作成することを認めるが、概ね3～6歳の子供については身長100cm、概ね6～12歳の子どもについては身長140cm程度とし、人数は合わせて10名程度とすること。

また、添景等を付さない遊具のみを表示した場合の完成予想イラストも別途作成し、遊具のみ表示したイラストは4方向（正面、左右、裏面）と上下4方向からのイラストを作成すること。

※図面については、A3片面印刷（縮尺1/100程度）とし、A4サイズに製本して提出すること。

ウ 製品の概略寸法、材質が判る三面図（平面、立面、側面図）

※三面図は、遊具の高さ等の企画を提案目的物すべてについて明示すること。

※図面は、A3片面印刷（縮尺1/100程度）とし、A4サイズに製本して提出すること。

エ インクルーシブに配慮した事項の説明書

オ その他必要に応じて補足説明資料

カ 見積書（様式7）

※工事費及び内訳が判る程度とする。

※別途資料として、完成後15年間にかかる維持管理費用の説明資料（任意様式）を提出すること。

キ 計画工程表（任意様式）

※設計～製造～施工を記載すること。

※A3片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。

ク プレゼンテーションボード（別紙1参照）

※町内義務教育学校前期課程及び町内保育所、子育て支援施設利用者を対象と

したアンケートを実施するため、プレゼンテーションボードを作成すること。（A3版カラー印刷1枚に完成予想イラスト等を明示すること。）

ケ 3Dモデリングデータを作成し、提出すること。

※形式はAutodesk Fusion/Fusion 360（拡張子.F3D）での作成とし、URLリンクを成果物と共に提出し、インターネットブラウザ上で構造物の確認が可能なものとする。

#### (5) 提出部数

- ・提案書正本（アからキを左上で綴ったもの）【押印あり】 1部
- ・提案書副本（アからキを左上で綴ったもの）【押印なし】 8部
- ・提案書副本電子データ（PDF形式）
- ・プレゼンテーションボード【会社名記載あり】 1部
- ・プレゼンテーションボード電子データ【会社名記載なし】（PDF形式）

#### (6) 現地視察

現地視察が必要な場合は、「16 担当部署」に申し出ること。

### 9 審査方法等

#### (1) 審査方法

かわらっこパーク遊具設置工事事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）においてプレゼンテーションを実施し、審査する。

なお、選考委員会は非公開とする。

また、町内の義務教育学校及び保育所、子育て支援施設にプレゼンテーションボード等を提示し、児童及び保護者を対象としたアンケート調査を実施し、結果を評価に反映させる。アンケート調査は発注者が実施する。

なお、プロポーザル参加者が1者のみである場合、アンケート調査は実施しない。

#### (2) プレゼンテーション及び審査日

令和8年7月23日（木）予定

#### (3) 会場等 時間及び会場等は、提案者に対して別途通知する。

#### (4) 審査基準 別紙2「提案書評価基準」に基づき評価を行う。

### 10 選定及び審査結果の通知・公表

#### (1) 選定委員会において、評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。

審査の結果、合計総得点が同点だった場合は、アンケート調査の評点が高い提案者を上位の契約候補者とする。

#### (2) 提案者が1者のみであった場合においても審査を行い、審査により評点が120点

以上の場合、その提案者を契約候補者とするが、120点未満の場合は契約候補者  
としない。

- (3) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、香春町ホームページ  
に掲載する。

・公表事項（契約候補者及び提案者総数）

#### 1 1 契約方法等

- (1) 「10選定及び審査結果の通知・公表」において特定した契約候補者から見積  
書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契  
約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して、締結されるものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。
- (4) 選定委員による評価点が120点未満となった場合は、契約候補者としない。

#### 1 2 日程

本事業に関わる日程は、次のとおりとする。

- (1) 質問受付期間 : 令和8年6月12日（金）～6月19日（金）
- (2) 質問回答 : 令和8年6月22日（月）
- (3) 参加表明書提出期限 : 令和8年6月26日（金）
- (4) 提案書提出期限 : 令和8年7月10日（金）
- (5) アンケートの実施 : 令和8年7月中旬
- (6) プレゼンテーション・審査 : 令和8年7月23日（木）予定
- (7) 審査結果の通知 : 令和8年7月27日（月）予定
- (8) 契約締結 : 令和8年8月上旬

#### 1 3 著作権及び提出書類等の取扱い

##### (1) 著作権

提出された企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図は、提案者に帰  
属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター  
等）の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

##### (2) 企画提案書類等

町は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他町が必要と認めるとき  
は、提案者の承諾を得ずに企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図  
を無償で使用できるものとする。

#### 1 4 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に工事内訳書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、「3 予算上限額」を超過したもの。
- (6) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

#### 1 5 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式3）により、「16 担当部署」へ通知すること。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た香春町の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (7) 本プロポーザルの関係者に対して、提案期間において、本プロポーザルの内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (8) 内閣府の交付金事業により整備するものであり、契約候補者は内閣府への書類提出にあたり、実施設計書などの資料を香春町の求めに応じて作成し提出すること。
- (9) 採用した企画提案書について、香春町との協議により配置や配色など軽微な変更を行う可能性がある。

#### 1 6 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 住所：〒822-1492

福岡県田川郡香春町大字高野994番地

香春町役場 地域振興課 シティプロモーション係

- (2) 電話：0947-32-8413（内線233）

- (3) 電子メール：promotion@town.kawara.fukuoka.jp